

○桑名市保育士等就労継続応援事業奨励金実施要綱

令和6年7月19日

告示第229号

改正 令和7年4月1日告示第133号

(目的)

第1条 この告示は、市内の私立認可保育施設及び私立幼稚園（認定こども園の幼稚園部分を含む。以下「保育施設等」という。）に勤務する保育士及び幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）を対象に、勤続年数を基準に奨励金を交付することにより、保育士等の離職防止と定着促進を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 桑名市保育士等就労継続応援事業奨励金（以下「奨励金」という。）の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 同一の市内の保育施設等に継続して直接雇用されている者
- (2) 保育士若しくは幼稚園教諭のどちらか片方又は両方の資格を有し、保育施設等の就業規則に定められた勤務時間を満たす常勤職員又は日6時間以上かつ月20日以上非常勤職員で、保育に従事する者
- (3) 現在就労中の保育施設等で雇用され、勤務を開始した日から3年、5年、7年、10年又は15年勤続した者
- (4) 前号の勤続年数を満たした日から、6月を超えて継続して就業する者
- (5) 所属する保育施設等において、懲戒処分を受けていない者又は懲戒処分を受けた日（期間の定めのある懲戒処分にあつてはその期間の満了）から5年を経過している者
- (6) 市税等（桑名市補助金等交付規則（平成16年桑名市規則第54号）第5条第2項に規定する市税等をいう。）の滞納のない者

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、勤続年数（次条の規定により算定された年数。以下同じ。）に応じ、次の各号に定める。

- (1) 勤続年数が3年、5年、7年又は10年経過した者 10万円
- (2) 勤続年数が15年経過した者 20万円

2 該当する勤続年数に対する奨励金の交付は、1人1回とする。

(勤続年数の算定)

第4条 勤続年数の算定においては、次の各号によるものとする。

- (1) 同一の保育施設等で継続して就労する期間を通算する。ただし、同一の法人が運営する市内の保育施設等における異動については継続しているものとみなす。
- (2) 勤続年数の数え方については、12月を1年とする。
- (3) 月途中の採用者については、勤務を開始した日の属する月を初月とする。
- (4) 同一の保育施設等での勤務であっても、保育現場を離れている期間又は勤務形態が第2条第2号に該当しない場合は算入しない。ただし、産前産後、育児、疾病等による休職期間は算入できるものとする。
- (5) 懲戒処分を受けたことがある場合、懲戒処分を受けた日（期間の定めのある懲戒処分にあつてはその期間の満了）から5年を経過した日以前の勤続期間は算入しない。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第2条に規定する要件を満たした日を起算日として1年以内に、桑名市保育士等就労継続応援事業奨励金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて、保育施設等を通して市長に申請しなければならない。

- (1) 保育士登録証若しくは幼稚園教諭免許状のどちらか片方又はその両方の写し
- (2) 雇用契約書等勤務を開始した日が確認できる書類の写し
- (3) 振込先口座情報を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者を雇用する保育施設等は、前項の申請書の内容に誤りがないことを証明し、市長に提出しなければならない。

(令 7 告示133・一部改正)

(交付の決定)

第 6 条 市長は前条第 1 項に規定する申請があったときは、申請内容を審査し、適当と認めたときは交付決定を行い、桑名市保育士等就労継続応援事業奨励金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するとともに、奨励金を申請者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第 7 条 奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次のいずれかに該当するときは、奨励金の支給決定を取り消すものとする。

(1) 申請内容に虚偽があったとき。

(2) 奨励金交付の要件を満たした日から 6 月以内に、自己都合若しくは懲戒処分により離職したとき又は勤務形態が第 2 条第 2 号に該当しなくなったとき。ただし、災害、疾病等やむを得ない事由により就労を継続できない場合を除く。

(3) その他市長が特に不適當と認める事由が発生したとき。

2 市長が奨励金の交付決定を取り消したときは、桑名市保育士等就労継続応援事業奨励金交付決定取消通知書（様式第 3 号）により交付決定者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第 8 条 市長は、前条の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、すでに交付した奨励金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日告示第 133 号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第5条関係)

桑名市保育士等就労継続応援事業奨励金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 桑名市長

桑名市保育士等就労継続応援事業奨励金の交付を受けたいので、桑名市保育士等就労継続応援事業奨励金実施要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、交付を受けるにあたっては、誓約事項について誓約し、交付決定された場合、請求日を交付決定日とし下記のとおり請求します。

交付申請者兼誓約者氏名（自署）

交付申請額（請求額）

円

申請者

[illegible]

誓約事項

- ☐ 申請書及び提出書類の内容は全て事実と相違ありません。
- ☐ 交付要件を満たした日から6か月を超えて現在の勤務先で、保育に従事します。
- ☐ 桑名市保育士等就労継続応援事業奨励金実施要綱第7条第1項の規定に該当する場合は、保育施設等を通して市に申し出ます。また、既に交付を受けている場合は速やかに返還します。
- ☐ 交付申請に係る要件や就労状況等の確認のために、市が保有する個人情報等を閲覧することや、官公署等に対して必要な書類の閲覧もしくは資料の提供を求めること、また、就労先に調査や情報共有を行うことについて同意します。
- ☐ 市税等（市に納付する使用料や手数料等を含む）の滞納はありません。
- ☐ 市が行う本事業に関する調査等に協力します。
- ☐ 本申請をもって、市の保育士・幼稚園教諭登録を行うとともに、市からの情報発信を受けることに同意します。

振込先（申請者名義）

金融機関名		支店名	
口座種別	1.普通 2.当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

添付書類

- ☐ 保育士登録証もしくは幼稚園教諭免許状又はその両方の写し
- ☐ 雇用契約書等勤務を開始した日が確認できる書類の写し
- ☐ 振込先口座情報を確認できる書類

事業所証明

申請者は、当施設で雇用している保育に従事している職員であり、申請書に記載した内容（資格・雇用形態・就労先・勤続年数等）に誤りがないことを証明します。

年 月 日

保育所等の所在地
保育所等の名称
代表者の職及び氏名

印

様式第2号（第6条関係）

第 号

（申請者） 様

桑名市保育士等就労継続応援事業奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました桑名市保育士等就労継続応援事業奨励金の交付について、下記のとおり決定しましたので、桑名市保育士等就労継続応援事業奨励金実施要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定により通知します。

年 月 日

桑名市長



記

- 1 奨励金の額 円
- 2 奨励金の対象となる事業 保育士等就労継続応援事業
- 3 奨励金の交付の条件は以下のとおりとする。
 - ① 要綱の規定を遵守すること。
 - ② 交付要件を満たした日から6か月を超えず離職するときまたは勤務形態が要綱第2条第2号に該当しなくなったときは、勤務先を通して市に申し出ること。また、既に奨励金の交付を受けている場合は、速やかに返還すること。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

桑名市長

桑名市保育士等就労継続応援事業奨励金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により決定した桑名市保育士等就労継続応援事業奨励金の交付について、下記の理由により取り消したので、桑名市保育士等就労継続応援事業奨励金実施要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

取消理由

様式第1号（第5条関係）

（令7告示133・全改）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第7条関係）